

平成 22 年度予算執行計画

平成 22 年 4 月

1. 予算監視・効率化チームの立ち上げ

以下の構成からなる予算監視・効率化チームを立ち上げる。

- (1) チームリーダー： 武正副大臣
- (2) サブリーダー： 吉良政務官
- (3) チーム事務局長： 官房長
- (4) チームメンバー： 官房総務課長、会計課長、人事課長、在外公館課長、監察査察室長、考査・政策評価官
(必要に応じて各部局右翼課長が参画。)

(5) 外部有識者

外部有識者は予算監視・効率化チームが果たすべき機能等が適切かつ十分に発揮されているか、また、その結果、府省全体として予算執行の適切性や透明性の確保、効率性の向上が不断に図られているかといった点に関し、いわばアドバイザーの役割を担う。

(外部有識者メンバー)

青山 伸一	青山公認会計士事務所主宰	公認会計士
中里 実	東京大学大学院法学政治学研究科	教授(財政法・租税法)
中谷 和弘	東京大学大学院法学政治学研究科	教授(国際法)

(6) 「予算監視・効率化推進グループ」の設置

なお、「予算監視・効率化チーム」の実務組織として上記 1.(3)、(4) から成る「予算監視・効率化推進グループ」を設置する。具体的には下記 2. の開催、3. の取組み計画に係る実務を担う。

2. 予算監視・効率化チーム定例会合の開催

原則として、四半期毎に定期会合を開催し、当該定例会合には上記 1.(5) の外部有識者も参加する。

なお、四半期ないし半期に一度程度開催見込みである、各府省の予算監

視・効率化チームリーダー（副大臣）の参加会合では、予算執行の状況や予算執行・制度にかかる課題認識の共有・解決に向けた意見交換を行うとともに、各府省のグッド・プラクティスを評価しながら、これを行政横断的に取り入れていく。

3. 予算監視・効率化に向けた取組み計画

（１）支出計画の策定

以下の経費を対象に支出計画を策定し、右計画の進捗状況を把握・管理するとともに適時に公表する。

- （イ） 庁費、情報処理業務庁費、在外公館連絡庁費、渡航事務庁費
- （ロ） 職員旅費、外国旅費
- （ハ） 補助金・委託費

（２）予算執行上の重要な決定等についての事前審査の実施

以下の案件については予算監視・効率化チームによる事前審査を実施する（ただし、執行に緊急を要する場合は予算監視・効率化チームに対する事後報告で可とする。）。事前審査は予算執行の「必要性」、「有効性」、「効率性」等の観点を踏まえたものとする。

- （イ） 公益法人見直しタスクフォースにおいてヒアリング対象となった契約案件
- （ロ） 平成21年度に、公益法人見直しタスクフォースにおいて見直し対象となった公益法人と契約を締結した案件
- （ハ） 補助金・委託費案件
- （ニ） 行政事業レビューにおいて平成22年度予算執行について特に注視する必要があるとされた案件

（３）「行政事業レビュー」の実施

行動計画（別途作成）参照。

（４）国民・職員の声の受付・対応、改善への取組み

国民の声を受け付ける体制を整備し、受け付けた国民の声を分析し、改善に活かす仕組みを構築する。国民からの声のうち、重要なものについては定期的にチームに報告する。少なくとも年1回は、国民からの声の状況（件数や主な内容）と、これらへの対応・改善結果等を取りまとめ、公表する。

また、職員からも予算監視・効率化チームに対する改善等の提案を受け

付ける制度を設ける。

(5) 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組み

- (イ) 予算執行の効率化等に関する優れた取組みや、実際の成果を加
点評価する人事評価制度の整備。
- (ロ) 予算に係る職員の意識向上を図るための教育・研修の実施。

(6) 政策達成目標明示制度

詳細については、国家戦略室からの指示を踏まえて別途検討。

(7) 予算執行の情報開示の充実

- (イ) 予算執行の情報開示を充実させる。具体的な開示対象となる情
報は以下のとおり。
 - 組織・項別の毎月の支出状況
 - 庁費、旅費の目ベースでの支出状況
 - 少額のものを除く全ての契約情報
 - 随意契約見直し計画及び、見直し後も競争性のない随意契約
として残さざるをえない契約案件の概要一覧
 - 補助金の交付に係る情報
 - 予算の支出先上位100位
 - 委託調査費の支出状況。成果物についても、可能な範囲で完
成後に公表。
 - タクシー代の執行実績
- (ロ) 予算執行情報開示に関する一元的なアクセス・ポイントを外務
省ホームページ内に創設する。

(8) 自己評価の実施

四半期毎に上記3.(1)～(7)の予算監視・効率化に向けた取組み
全体の自己評価を実施し公表する。年度終了後に「予算執行計画」に係る
総合的な自己評価を実施し公表するとともに、計画的な執行を促進するた
めの具体的な改善の実績についても盛り込む。

(了)